

21 その他の事業

○ 横浜市社会福祉審議会

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することになっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

- ・ 審議会は、社会福祉法第8条により、市議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することになっており、横浜市社会福祉審議会運営要綱第2条により委員35人以内で組織することとなっております。
- ・ 委員数は22人、委員の構成は次のとおり。
市議員（3人）、社会福祉事業に従事する者（10人）、学識経験のある者（9人）

4 任期

3年（平成25年1月12日～平成28年1月11日）

5 専門分科会及び審査部会

- (1) 専門分科会
民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会
- (2) 審査部会
身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため身体障害者福祉専門分科会に「身体障害者障害程度審査部会」を設置。
- (3) 平成25年度開催状況
民生委員審査専門分科会：2回
身体障害者障害程度審査部会：12回

6 審議会の開催状況

- (1) 回数：毎年1～2回程度開催。
- (2) 平成25年度実施状況：1回開催
議題：社会福祉審議会答申（平成23年3月7日付）への取組について
平成26年度健康福祉局予算（案）について
新たな中期計画の基本的方向について
よこはま健康アクション推進事業について
「第3期横浜市地域福祉保健計画」の策定について

○ 福 祉 調 整 委 員 会

1 事業開始

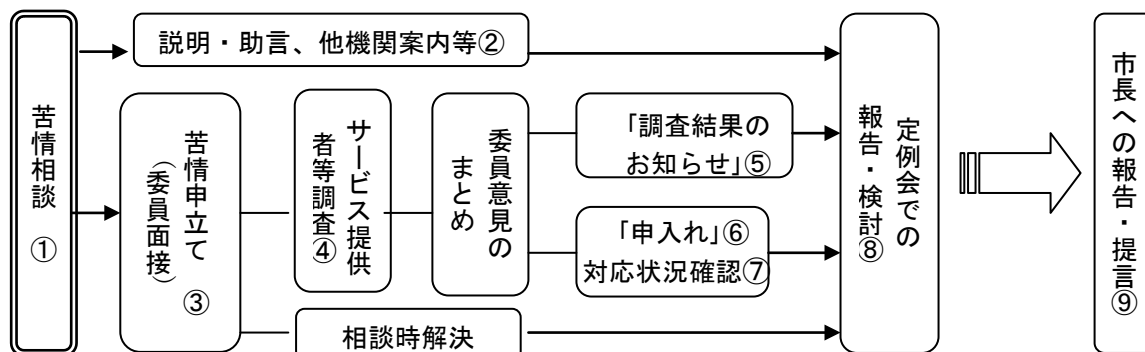
平成7年7月1日

2 事業の目的

横浜市の福祉保健サービスに対する市民からの苦情・相談を受け、中立・公正な立場で、所管課や事業者等に対して調査・調整を行うとともに、福祉サービスの質の向上を推進する活動を実施しています。

3 事業概要

(1) 苦情相談の流れ



- ① 様々な苦情相談等が寄せられます。
電話、FAX、Eメール、手紙で相談が寄せられます。直接来所いただく場合もあります。
- ② 相談内容に応じて、制度等の説明・助言や担当窓口の案内等を行います。
- ③ 横浜市福祉調整委員が面接により苦情相談を直接聴取します。
- ④ 市の所管課や民間事業者に対し、調査・調整を行います。
- ⑤ 調査結果に委員意見を付して苦情相談者に回答します。
- ⑥ サービスの改善等が必要な場合に、市の所管課や民間事業者に意見の申入れを行います。
- ⑦ 申入れ後、おおむね2か月後に対応状況の確認を行います。
- ⑧ 定例会で対応案件について報告し、今後の対応について検討します。
- ⑨ 市長に対して委員会の運営状況を報告し、必要に応じて制度の改善等について提言します。

(2) 福祉調整委員

6人（内訳 学識経験者3人 医師1人 弁護士1人 市民委員1人）

4 事業実績

表1 苦情相談等の件数

分 類		24年度	25年度
1	福祉保健サービスに関するもの 件 数	642件	613件
2	福祉保健サービス以外のもの ※1 件 数	81件	68件
3	委員会制度に関するもの ※2 件 数	9件	4件
合 計		732件 月平均 61件	685件 57件

※1 福祉保健サービス以外の苦情相談・問い合わせ等。

※2 他都市からの照会等。

表2 苦情相談等の対応分類（福祉保健サービスに関するもの）

分 類		24年度	25年度
1 苦情申立て（福祉調整委員面接相談） ※1	件 数	8件	6件
2 説明・助言等 ※2	件 数	398件	379件
3 他機関案内 ※3	件 数	96件	84件
4 福祉保健サービス提供者との調整 ※4	件 数	140件	144件
合 計	件 数	642件	613件
	月平均	54件	51件

※1 委員が面接相談したもの。1人あたりの相談時間はおおむね1～1時間半となっている。

※2 福祉保健サービスの制度や内容に関して説明や助言を行ったもの等。

※3 適切な福祉保健サービス提供者（市又は事業者）を案内したもの。

※4 相談者の状況を考慮し、迅速な解決を図るために福祉保健サービス提供者（市又は事業者）と直ちに調整を行ったもの。

表3 苦情申立て（委員面接相談）の内訳

調 整 区 分		24年度	25年度
苦情申立て（委員面接相談）	件 数	8件	6件
	月平均	0.7件	0.5件
A 市又は事業者に対し申入れを実施したもの	件 数	8件	3件
B 申入れを行わなかったもの	件 数	0件	2件
C 面接相談時解決・終了	件 数	0件	1件
D 面接相談後に取り下げられたもの	件 数	0件	0件

表4 面接相談分野の内訳

	高齢福祉 ・介護保険	障害福祉	児童福祉	生活保護	その他 (保健等)	計
24年度	7件	0件	0件	1件	0件	8件
25年度	2件	2件	0件	1件	1件	6件

○ 墓地等の設置紛争の調整

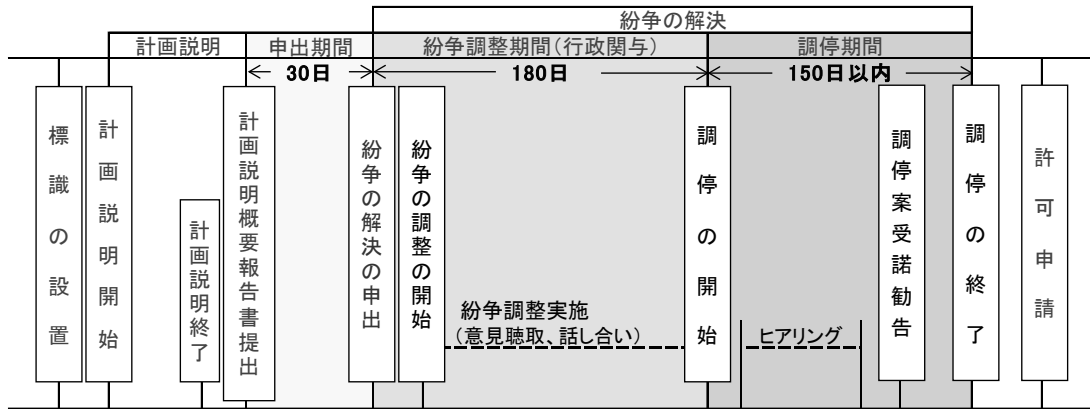
1 概況

墓地等の設置予定地の周辺住民と事業者との間で、墓地等の設置に係る問題の解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整（あっせん）や第三者機関による調停を行います。

2 紛争解決の制度

「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づき、紛争の調整及び調停の制度を設けています。

<紛争調整の流れ>



3 横浜市墓地等設置紛争調停委員会

(1) 委員総数

10 人（内訳：弁護士 3 人、学識経験者 4 人、民事調停委員 2 人、元民事調停委員 1 人）

(2) 調停小委員会

3 人（上記委員のうち 3 人 1 組で 1 案件の調停に対応する）

委員会等開催件数

年 度	横浜市墓地等設置紛争調停委員会開催件数	調停（小委員会）件数	あっせん(紛争の調整)件数
平成 21 年度	1	0	0
平成 22 年度	1	1	0
平成 23 年度	1	0	0
平成 24 年度	1	0	0
平成 25 年度	1	0	1

○ 横浜市社会福祉協議会に対する補助及びに事業委託

1 概況

本市における社会福祉事業の振興や社会福祉事業施設・団体の育成等の活動を行っている社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の活動経費を補助するとともに、同協議会に地域ケアプラザ等の管理・運営を委託しました。

2 事業内容

- (1) 補助事業（平成 25 年度決算額 5,284,763 千円）
- ア 市社会福祉協議会の運営
 - イ 福祉教育推進事業の実施
 - ウ 横浜市社会福祉大会の開催
 - エ 障害者支援センターの運営
 - オ 横浜生活あんしんセンターの運営
 - カ 福祉バスの運営
 - キ 区・地区社会福祉協議会活動の支援
 - ク 民生委員・児童委員活動の支援
 - ケ ボランティア・市民活動の支援
 - コ 民間社会福祉施設の整備支援
 - サ 民間社会福祉施設の運営支援
 - シ その他
- (2) 委託事業（平成 25 年度決算額 1,722,652 千円）
- ア 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の管理・運営
 - イ 社会福祉センターの管理・運営
 - ウ 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の管理・運営
 - エ 地区センターの管理・運営
 - オ 老人福祉センターの管理・運営
 - カ 地域ケアプラザの管理・運営
 - キ その他

○ 災 害 救 助

1 災害見舞金の交付

市内で発生した火災等の被災者に対し、「横浜市災害見舞金・弔慰金交付要綱」に基づき、見舞金等を交付しました。

区 分	単身世帯	2人以上世帯	非 住 家	金 額
全焼 (壊)	17	19	-	1,460,000
半焼 (壊)	5	24	-	820,000
床上浸水	4	10	7	310,000
冠水家屋	7	11	-	290,000
死 亡	13		-	1,300,000
重 傷	5		-	210,000
合 計				4,390,000

※非住家については自然災害の場合のみ交付します。

○ 戦没者遺族等の援護

1 概況

本市では戦没者の追悼式を開催し、横浜市遺族会への補助金を交付する等遺族の援護に努めています。
また、各区では戦没者遺族等に対する年金、弔慰金、特別給付金等の請求書の受理、裁定通知書等の交付を行なっています。

2 横浜市戦没者追悼式

平成 25 年 11 月 1 日第 62 回横浜市戦没者追悼式を、神奈川区三ツ沢公園内横浜市慰霊塔前広場において、来賓及び代表遺族 500 人が参列し、実施しました。

3 補助金

戦没者遺族等援護のため、次の団体に対し補助金を交付し、福祉の増進を図っています。
平成 25 年度 横浜市遺族会 900 千円

4 年金、弔慰金、特別給付金

戦没者遺族等に対する年金、弔慰金、特別給付金等の請求及びこれに伴う年金証書、弔慰金裁定通知書、特別給付金裁定通知書の平成 25 年度における交付状況は次のとおりです。

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法
平成 25 年度は実績がありません。
- (2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
ア 請求書進達件数 0 件
イ 裁定通知書交付件数 0 件
- (3) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
ア 請求書進達件数 467 件
イ 裁定通知書交付件数 372 件
- (4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
平成 25 年度は実績がありません。
- (5) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
ア 請求書進達件数 1 件
イ 裁定通知書交付件数 2 件

○ 援 護 対 策 事 業

1 ホームレス自立支援事業

市内の道路・公園・河川敷など屋外で生活する者等で自立への援助を必要とする者に対して、自立支援施設「はまかぜ」において、生活相談・支援及び就労支援等を通じて自立を支援します。

(1) 支援内容

宿泊援護	食事・衣類・日用品等の提供 入所期間 原則30日以内（最大1年以内）
自立援護	生活相談及び支援、居宅確保等への支援 公共職業安定所から派遣された職業相談員による職業相談・紹介
健康診断	健康診断の実施、健康相談

(2) 事業実績 (平成25年度)

	定員	入所延数
自立支援施設	250	1,127

2 ホームレス総合相談推進事業

昭和54年11月から関内駅周辺を中心に、ホームレスに対する必要な支援等を行う目的で夜間街頭相談を開始し、平成6年11月からは、関係局区と自立支援施設が連携し、毎月2回程度、関内駅周辺及び横浜駅周辺等において実施してきました。

平成16年4月には、ホームレス巡回相談室を設置し、夜間街頭相談との統合を図るとともに、関係機関と連携し、相談員及び看護師等が市内の巡回を行い、ホームレスに対して面談の実施や必要な支援、健康相談を行っています。

(1) 巡回相談室実績 (平成25年度実績)

相談件数	自立支援施設等入所	病院への搬送	自宅・病院等への訪問
2,090	120	0	0

(2) 夜間街頭相談 (平成25年度実績)

実施区域	実施回数	入所人数
関内駅周辺	12回	63人
横浜駅周辺	12回	57人

3 ホームレス保健サービス支援事業

市内の公園・道路等に起居するホームレス等に対し、看護師等が巡回相談を行い、ホームレスの健康状態を把握し、必要に応じて関係機関と連携することにより、ホームレスへの保健・医療を確保するとともに、自立支援に向けた働きかけを行いました。

ホームレス保健サービス支援事業実績 (平成25年度実績)

巡回相談実施日数	延べ 90日
面接人数	延べ 124人
医療機関への引継件数	延べ 0件

4 寿地区対策事業

中区寿町周辺の住居の無い方及び簡易宿泊所宿泊者等の課題解決を図るため、横浜市寿福祉プラザ1階相談窓口において、生活各般の相談を行っています。

また、寿生活館の一部を児童対象施設（3階）及び成人対象施設（4階）として地域住民及び勤労者の福祉の向上を図るため、管理運営を指定管理者である公益財団法人寿町勤労者福祉協会が行い、住民相互の交流の場として開放しています。

(1) 相談事業 ※件数の集計方法が19年度から変わりました。 (平成25年度)

相談件数	日平均相談者数	相談内容								
		協働	介護予防	障害	児童	結核支援	17区ケース	関係機関	公営住宅	その他
4,074	14	48	93	15	821	180	1,003	945	68	901

(2) 指定管理者による管理運営事業（平成 25 年度）

施設区分		利用者数
3階	女性・児童対象施設	33,350
4階	成人対象施設	197,026

5 寿地区年末年始対策事業

寿地区に居住する者等で、年末年始の休庁期間中の援護を必要とする生活に困窮する者に対して臨時宿泊所を設置し、給食、宿泊の援護を実施しました。

また、本事業と連携し、健康安全課事業である結核健診を実施しました。

(1) 対策期間

平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 1 月 8 日まで

(2) 相談窓口開設日及び時間

12 月 27 日・・・・・・・・・・・・ 午前 9 時から午後 2 時まで

(3) 相談場所

横浜市寿福祉プラザ改修棟 1 階

(4) 相談取扱状況

来所人数・・・・・・75 人

援護内容	件
臨時宿泊所入所	31
その他の援護	0
生活保護（医療）	0
健診のみ	44
相談のみ	0
その他	0

※重複有

(参考)結核健診

ア 実施日 平成 25 年 12 月 27 日 午前 9 時から午後 2 時まで

イ 受診者数 75 人

○ 職 員 の 研 修

保健・医療・福祉事業に従事する職員に対して、職員の執務能力の発揮と資質向上を図り、局事業の円滑な推進に寄与するため、課題に適応した研修の企画、実施及び各種研修機関等への派遣を行いました。

1 研修の実施

平成 25 年度 242 講座 延 14,352 人

2 研修機関等への派遣による研修

平成 25 年度 223 講座 延 980 人

注) 保健・医療・福祉事業に従事する区職員を対象とした研修を含みます。

○ 社会福祉法人・施設の指導監査等

1 概況

監査課では、横浜市が所管する社会福祉法人（こども青少年局所管分を除く）や社会福祉施設等に対し、適正な経営・運営の確保を目的として、所管課との連携・協力のもと指導監査を実施しています。

また、新規に社会福祉法人を設立する際に認可を行うほか、補助を受けて整備される社会福祉施設等についての検査等を行っています。

2 社会福祉法人の数、及び認可の数（健康福祉局所管）

年 度	法人数	認可数	備 考
平成 24 年度末	146	1	(国へ移管 1、県へ移管 3、こども青少年局へ移管 1、こども青少年局から移管 1)
平成 25 年度末	148	2	

3 指導監査等実施状況（25 年度実績）

(1) 社会福祉法人に対する指導監査

区 分	法人数	実地監査	25 年度末法人数
高齢者関係（居宅含む）	80	42	80
障害者関係	45	25	46
生活保護・いのちの電話関係	3	1	3
市・区社会福祉協議会	19	11	19
合計	147	79	148

(2) 社会福祉施設等に対する指導監査

区 分	施設種別	監査対象 施設数※1	運営主体別			実地 監査	25 年度末 施設数
			市立	社会福祉法人	その他		
高齢 者関 係	特別養護老人ホーム	141	0	141	0	77	141
	養護老人ホーム	6	2	4	0	2	6
	軽費老人ホーム	11	0	11	0	6	11
	短期入所施設	11	0	5	6	9	11
	介護老人保健施設	82	0	10	72	26	82
	介護療養型医療施設	12	0	0	12	4	12
	介護付有料老人ホーム	136	0	2	134	25	142
	地域ケアプラザ	130	0	130	0	43	130
小計	529	2	303	224	192	535	
障害 者関 係	指定障害者支援施設	22	1	21	0	12	22
	身体障害者社会参加支援施設	6	0	4	2	0	6
	小計	28	1	25	2	12	28
保護 施設 等	救護施設	3	0	3	0	2	3
	更生施設	3	0	3	0	2	3
	隣保事業	1	0	1	0	1	1
	相談事業	2	0	1	1	0	2
	無料低額宿泊事業	45	0	0	45	9	45
	小計	54	0	8	46	14	54
その 他生 保関 係	無料低額診療事業	20	0	6	14	20	20
	無料低額老健事業	12	0	9	3	5	12
	生保指定医療機関 ※2	13	0	0	13	13	13
	生保指定介護老人保健施設	79	0	10	69	3	79
	小計	124	0	25	99	41	124
合計	735	3	361	371	259	741	

※1 監査対象施設数は、9 月末日現在で開所済みまたは開所予定の施設の数である。

※2 生保指定医療機関は、監査実施数により集計した。

(3) その他実地指導等 ※3

区分	施設種別	監査対象 施設数※4	運営主体別			実地 監査	25年度末 施設数
			市立	社会福祉法人	その他		
高齢者関係	住宅型有料老人ホーム	61	0	0	16	16	66
	小計	61	0	0	16	16	66
障害者関係	指定障害福祉サービス事業所	219	4	121	72	41	225
	障害者地域活動ホーム(法人型・機能強化型)	40	0	18	22	12	41
	精神障害者生活支援センター	18	0	6	12	4	18
	地域活動支援センター精神作業所型	74	0	5	70	22	73
	小計	351	4	150	176	79	357
合計		412	4	150	192	95	423

※3 高齢施設課、障害支援課所管の事業所に対する実地指導の件数等を掲載した。

※4 監査対象施設数は、9月末日現在で開所済みまたは開所予定の施設の数である。

(4) 施設整備に係る審査・検査等

区分	検査・審査数
高齢者関係(スプリンクラー工事含む)	73
障害者福祉関係	23
地域福祉交流拠点他	2
保育・児童関係	44
合計	142

4 社会福祉法人施設審査会 開催件数

社会福祉法人の設立認可や補助金の支出先の選定等について審査を行う横浜市社会福祉法人施設審査会を開催しています。

	平成24年度	平成25年度
開催件数	3	4

○ 放射線対策の推進

1 概況

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質の飛散、降下が確認されるなど、放射性物質に対する市民の不安が高まる状況となりました。本市では、事故直後から保健所を中心に各区局で相談対応を開始するなど、迅速・的確な対応に努めてきました。平成 25 年度においても、専用電話相談窓口等での不安相談対応の継続、ホームページ等による広報、保育園・市立学校等の空間線量の測定、市内産農畜水産物・乳児用食品等市内流通食品・小学校給食食材・保育園給食食材の放射性物質検査、ごく局所的に周囲より高い放射線量が測定される、いわゆるマイクロスポットの対応、さらに測定機器の無料貸出など、市民の安全対策や不安の払しょくに向けて、さまざまな取組を実施しています。

2 主な実施状況

(1) 放射線対策本部による放射線対策の推進

平成 24 年 3 月 27 日に横浜市災害対策本部が廃止されたことに伴い、新たに設置した横浜市放射線対策本部（本部長：副市長、副本部長：健康福祉局長・環境創造局長、事務局：健康福祉局健康安全課）において、引き続き、より一層の安全・安心を確保し、市民の不安を解消するため、区局横断的にさまざまな対策を講じています。

(2) 正しい知識と情報を伝えるための取組

ア 放射線に関する健康・食品電話相談窓口相談件数 119 件

（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

イ 横浜市放射線対策記録（平成 25 年）【資料編】（平成 26 年 3 月発行）

ウ 18 区での測定機器の無料貸出継続 270 件（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）他

(3) 放射線量測定等

ア 空間線量の状況

本市の空間線量は、モニタリングポストによる常時測定を継続し、問題のない値であることを確認しています。また、ごく局所的に周囲より高い放射線量が測定される、いわゆるマイクロスポットに対しては、前年度に引き続き、保育園・市立学校をはじめ公園・道路などで測定を実施しましたが、本市対応の目安以上の放射線量は確認されませんでした。

イ 放射性物質の検査

食品については、水産物や子どもが喫食する乳児用食品・牛乳等に重点を置きつつ、小学校及び保育所給食食材、市内産農畜水産物、市内に流通する食品や市内でと畜される牛の全頭検査など幅広く検査を実施しました。なお、保育所給食一食まるごと累積線量調査は保育園給食から摂取する 1 年間の放射性セシウムの累積線量は、極めて低いことが確認できたことから、平成 25 年 9 月に終了しました。